HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツに於ける農業市場政策の推移 ： 大戰後より一九三三年末まで
Author(s)	川村, 琢
Description	資料
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 6, 117-131
Issue Date	1938-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10655
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_p117-131.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ドイツに於ける農業市場政策[1]の推移

——大戰後より一九三三年末まで——

川村琢

戰後幾多の犧牲の下に再建に立向つたドイツ農業も一九二九年の恐慌に於て再び困難なる狀態に直面せざるを得なかつた。食料並びに原料として多大の農産物を世界の市場に求め、又多量の自國の農産物を世界市場に提供してゐるドイツに取つてその對策は非常に困難であつた。對外的に關稅壁で以て外國との競爭を防ぎ、他面國內の過剩品の輸出に進出しなければならなかつた。而も特に都市の勞働者の低下せる購買力の下で、國內に於ける經濟規模の異なる生產者相互の、又生產者と需要者との、摩擦を克服しなければならなかつた。一商品の代替物との關係に於て特に複雜なる問題が提出せられた。

以下の小論はかゝる困難を切りぬけ樣としたドイツ農業政策の推移に關しゼーリング氏が H.Niehaus 及び E. Schlömer 兩氏の協力の下に International Konferenz für Agrarwissenschaft に提出した Tatsachenbericht たる „Deutsche Agrarpolitik." 1934. 中の大戰後より一九三三年末までの市場政策の大意である。

一、

大戰によつて受けたドイツ農業の打擊も、インフレーションによつて負債が輕減され、インフレーションの發

1) Agrarische Marktpolitik

展と戰時強制經濟の廢止によつて農產物殊に穀物の價格が農業生產手段の價格より急速に騰貴したから、特に市場生產を行ふ大經營には好都合な狀態であつた。けれども中小經營の大部分はこの好都合な狀態に於て得た利益を貯蓄してインフレーションの終了と共にその多幸なるべきチヤンスを失したのであつた。加ふるにインフレーション時代に於ける農業經營の爲めの投資もこれ等の差別に從つて金融が制限されてゐたからその效果は相當明瞭にあらはれたのであつた。

一九二三年の本位貨の確定は少くとも農業に對し好都合な狀態を一擊の下に終らしたのであつた。資金は普通の率で貸付けられ、而も租稅や諸負擔は戰前の三倍の額となつたのである。

戰後に於てあらゆる諸國に起つたシエーレもドイツに於て防ぎ得なかつた。戰爭は至る所集團の優越性を認めたのであつて、ドイツに於ても徹底的に遂行された「多數者支配の原理」は一方賃銀や所得や福祉の諸費用を高め他方社會的な負擔や租稅を高めたのであつた。商品の生產量を低下せしめ得るものは購買者に對してカクテル、生產統制、保護關稅によつて商品價格の形成を廣般に手中にせるものゝみの可能にする所であつた。緊密に組織化せる工業に對して、農村に於ける農業者は動搖せる價格で販賣しなければならなかつた。かくして都市と農村との交換關係に於て示されることは絶えざる農村人口の分け前の低下であつた。

然も世界市場へのドイツの參加と共に安價なアルゼンチンの冷凍肉や北アメリカからの獸脂やベーコンが齎らされた。けれどもドーズプランが一九二四年の終りから採用されて後、ドイツの借入金の流れが大となり、賠償金にもかゝはらずドイツに於ける購買力が大となりそれに伴つて農產物の價格も騰貴した。併しこれと共に諸國の榮養手段の需要の變更も行はれた。人口の都市への集中、勞働時間の短縮、勞働の絶えざる機械化、頭腦勞働の增大等によつてむしろ從來の分量の多い含水炭素、即ちパン、馬鈴薯等の價格が低下し、かるい蛋白質の榮養物、ミルク、酪農生產物、家禽、卵、豚肉及び蔬菜、果物の價格が上昇すると云ふ結果となつた。

この需要の增大と變化せる要求とは農業生産を刺戟した。例へば草地の增大、ライ麥の減少、牛の頭數、豚の頭數の增大はこれに應ずるものであつた。[1] 併しこの餘りに激しい發展はやがて一九二七年—八年の最初の大きな價格下落を齎らしたのである。けれどもこの發展に伴つて家畜の多い經營ではその收益が大となり、尙肥料の合理化や種子の改善によつて有利な狀態が生じたのであつた。併しあらゆる努力にもかゝはらず絕えず增大する農產物の需要、特に强力に要求さるゝ加工品の需要に、ドイツ農業は急速に應じ得なかつた。かくして中立の隣接國が、その生產に有利な地位を利用してドイツ市場で利益を得たのであつた。結局活潑なる交易は隣接農業國の輸出組合をドイツの大都市の消費の中心に結び付けたのであつた。これによつて一方ドイツの供給の間隔が滿たされた譯であるが、他方增々ドイツ農業生產の廣般なる成立の阻害となるのであつて、こゝに强く負擔を負つてゐるドイツ農業に活動の餘地を作ることがこの時期の農業保護の問題であつた。

併し一般に戰後のドイツの市場政策はその農業の再建に對して統一的なものではなかつた。戰前ドイツの內國生產を保護するため、ライ麥に對し著しく高い關稅が課せられてゐたのであつたが、戰時中封鎖されたドイツは內國の食糧確保のためにこの方策を放棄しなければならなかつた。戰後この自由な輸入が貨幣價値の安定後も引續き支配してゐたのである。このときすでに工業に於ては一部戰前よりも高い關稅の保護を享受してゐたのであつて、一九二五年に及んではじめて戰前の農業保護關稅制度が再び行はれる樣になつた。併し加工品を優遇し、獸脂、ベーコンに對しては長い間維持された中間關稅を、冷凍肉は無關稅であつた。かくしてドイツの需要に對應する國內の生產は次第に高まつたのであるが、併しこの關稅にもかゝはらず尙外國からの商品がドイツ市場に止まるものが多かつた。けれども又ライ麥や燕麥は一九二八年以來その大量を外國市場に提供するまでになつた。

一九二八年—二九年の再建の終りに於て、大戰によつて縮少せしめられたドイツ農業も戰前とほゞ同樣な狀態に達した、即ちライ麥、燕麥、馬鈴薯の過剩と、小麥、酪農生產物、果實、蔬菜、飼料の輸入の需要とが再び生

1) 1917年に Grünland の面積は1913年より 475 Tsd. ha 增大し、Roggen の面積は 609Tsdha 減少した。
Milchkuh. は 1924年—28年に 8.9Mill. から 9.5Mill. に全體の Rind の數は 17.3 Mill. から 18.4Mill. に、Schwein は 1925年の 16.2Mill. から 27年の 22.9Mill. に增大た。

じたのであつた。肉の需要は外國飼料によつて全く自國で生産が出來た、けれどもバターは外國の技術的に進んだ酪農業とその資本の強力な取引組合に對抗することは困難であつた。ドイツの協同組合はインフレーションによつて破滅せしめられ、その再建は困難であつた。關稅保護の薄い、資本を要する蔬菜の栽培も外國に對しては同樣であつた。

併し全體としては安定期から世界恐慌に至るまでの期間は多くの妨害があつたにもかゝはらず農業に於ては熱病的に活動が行はれた時期である。これは一九二四—二五年から一九二八—二九年に於ける現金粗收入の增大となつてあらはれてゐる。[1] 而もこの時期に於ては合理化によつて費用と收益の量的關係を好都合にすることが農業者の問題であつて、これが又著しい範圍に達したから全國平均でヘクター當りの純收益は三から三五ライヒスマルクに高まつた。併しこの純收益と共に負債も增大したのであつた。經營のより大なる能率を高めるために多くの場合負債によつて行つたのであつて、一九二九年の初めに於てその總額一億八百万ライヒスマルクに及んだ。かくしてドイツの農業者は再建に際し一方經營の能率を高めながら、他方一部强大なる負債を負ひ、本質的な準備金なしにこの大なる恐慌に入り込み、特にドイツの恐慌をして悲慘ならしめたのであつた。

二、

上述の如くドイツの國內に於ける最も有望な自給の行はれうるものは主として含水炭素であつて、そこでは先づ第一に世界の市場價格の崩壞があらはれ、從つて世界の市場から閉鎖し、而も關稅の領域を越して新たな市場政策の擴大へとおもむかなければならなかつた。これは就中耨耕作物經營に於て行はれた。戰前すでに特に東部の集約的經營のため過剩生產に惱まされてゐたから、關稅の保護と同時に輸出プレミアムさへ一時行はれた程であつた。

1) Laudwirtschaftsrat の Betriebsstelle で集め、加工した約600の簿記から 1924/5 より 1928/9 に至る現金粗收益の增大は ha當 406, 443, 468, 478, 512 R.M であつた。

甜菜は戰前ドイツに於て多大な發展が行はれ、輸出過剩がこれに伴つたのであるが、戰爭中一時その栽培面積が戰前の五九%にまで低下した、けれども早くも一九二四年にはもと通りの輸出過剩となつた。

今や甜菜糖は蔗糖に對立してあらはれた。一九二七年以來世界市場價格は甘蔗栽培地で農場に資本の投下を大ならしめたために下落し、一九二八年には戰前の價格以下となつた。そこで一九二五年に施行された一〇ライヒスマルク(ドツペル、ツエントネル)の關稅を三倍にし、一九三〇年には三二ライヒスマルクに達した。併し一九二八年一二月の法律でこの禁止關稅が特に消費保護の條項を含み、內國の價格が四一ライヒスマルクを越える時には關稅を一〇ライヒスマルクに輕減し得る。かゝる關稅の保護の下に特に小經營に於て栽培が繼續され、一九二九年には戰前の面積に、一九三〇年にはそれを越えた。然るにドイツに於て生產費が高まり、それに反し外國價格は低下したから輸出は消失し、工場はそれに反し損害なしに國內市場の下に存續し得た。生產者は一九二六年以來輸出同盟を作り、彼等相互に義務的な輸出が課せられたのである。一九三〇年には國內の取引の低下にもかゝはらず栽培地の面積が尙增大し多量の過剩が生じたのであつた。今や甜菜買入れの割當や從つて栽培の割當の決定にまで進まねばならなくなつた。一九三〇年に食糧大臣シーレによつて、一九三五年九月三〇日までの間にすべての砂糖工場砂糖精製工場がドイツ砂糖工場の經濟的結合に集結せしめられる。これによつて各工場は基本的な割當てを維持し、年々國內の需要に對して參加する割合が確定される、更に彼等は甜菜の委託を一九二七—二八年と一九二九—三〇年の平均に從つてその供給者に配分しなければならない。この二年間に栽培面積は減少し、三四年には貯藏品が減じたから栽培地が增大した。對外的に昔の狀態の回復には充分ではないが、ドイツの國內價格はほゞ一九二八年の狀態で安定せしめられた。

馬鈴薯は戰前早生のものに於て契約國が一マルクの關稅をうけてゐたのであつたが、戰後一・五ライヒスマルク(ドツペルツエントネルにつき)でかなり低かつたけれども、一九三一年には一九二六—三〇年の四ライムス

マルク（ドツペルツエントネル毎に以下同じ）に對し二〇ライヒスマルクとなつた。長い間ドイツは晩熟の馬鈴薯を自分の生産で滿してゐたが、これは非常に強力な變動を伴つてゐた。食料としての馬鈴薯の不變の需要に對しその供給が一九三〇年に於て著しく過剩であつたから從來の1/4ライヒスマルクの禁止關稅を一九三三年に四ライヒスマルクに高めても何等滿足な價格の成立を誘致出來なかつた。けれどもこれを貯藏するには、腐敗し易い性質のため困難で、常に收穫の大量が加工されねばならない狀態にある。

火酒製造は一九一九年來專賣が行はれ、確定價格と生產割當が定められた。販賣に際し工藝上の使用に好都合な樣に飲料に負擔せしめてゐた。併し其後價格が低下したから、一九三〇年八月以來發動機用燃料輸入商、及び製造人に對する酒精配合のための强制によつて確實にされねばならなくなつた。

馬鈴薯澱粉は一八九〇年までは利益ある輸出商品であつたが米の澱粉や玉蜀黍の澱粉に壓迫せられ、一九三〇年一二月に玉蜀黍の專賣によつてグリコーゼ製造に對して馬鈴薯澱粉を用ふることが强制せられた。一九三一年には馬鈴薯澱粉工場が强制カルテル化された。一九三一年一〇月以來小麥のパン製造に馬鈴薯の澱粉末が用ひられねばならず、その割合は一九三一―二年にその用ひらるゝメリケン粉の五〇%に、三二―三年に二・五%三三―四年に四%となつた。更に乾燥脫脂乳にその使用の强制が加はつて、澱粉馬鈴薯の價格は大臣により確定せられた。

澱粉工場、火酒製造以外の馬鈴薯は食料としての需要が一定してゐるから、收穫の過剩な場合には飼料となるより外はない。併しこれは直ちに外國飼料穀物との競爭となるのであつて、多量の水分を含んでゐる爲め輸出も困難である。それ故補助金交付による乾燥保管の奬勵が行はれた。これはドイツ西北部の豚地方に販賣された。

一九二八年のレコード破りの收穫以來穀物の價格の下落が行はれた。ライ麥や燕麥や大麥の下落の繼續は大戰以來種々の機械の採用、半乾燥地帶の開墾等によるものである。一九二九年の恐慌勃發以來主要な穀物價格の下

落はより可速度的となり。一九二九年一〇月から三〇年の一〇月までに半分に下落した[1]。市場はアメリカの市場に集中された貯藏品、オーストリヤやドナウ諸國の輸出プレミアム、ソビエートの强制的な多量の輸出によつて壓迫せられた。

一九二九年夏ヘルマン、ミユーラー及び、ヘルマン、デートリツヒによつてライ麥及び燕麥の關稅が五から六ライヒスマルク（ドツペルツエントネル）に高められた。併しこの年は豐作であつたから、關稅引上げはその作用を及ぼし得なかつた。ライ麥に對しては穀物取引商會 Getreidehandelsfirmen によつて一九三〇年三月まで約一六ライヒスマルクに購買せしめる様その市場に干渉した。

小麥に對しては一九二九年夏に關稅が五から六・五ライヒスマルク（ドツペルツエントネル毎）に高められたが、然しその使用强制 Verwendungszwang がより効果的であつた。即ち外國の小麥を製粉するには一部內國の小麥をも製粉せねばならず、その決定は廣範に管轄の大臣に與へられた。特に收穫後の最初の月の强制は關稅より効果的であり、而も貯藏品の減少に伴つてその率が低下し[2]、こゝに非常に彈力性のある輸入の調整が得られた。一九二九年の終りに政府と議會は北部ドイツの豚飼料として外國から輸入せらるゝ飼料大麥に二から五ライヒスマルクの關稅引上げの決心をなし、ドイツ內生產の外國飼料から內國飼料の基礎への轉換が企てられた。ミユーラー・デートリツヒによつて遂行せられた一九三〇年一月—三月の穀物關稅の引上げ及び玉蜀黍の獨占化は—玉蜀黍の安い關稅はそれが高い飼料の代用となり、內國の栽培は少いから實際上外國貿易の獨占が問題となる—それに相應じたのであつた。

ライ麥に對して關稅は戰前と同樣に少くて充分であつた。ドイツのライ麥の收穫が澱粉末としての需要を越すと飼料穀物の價格に與へる危險があるから、一九二五年以來輸入證明の策を立てた。これはライ麥の輸出に對し關稅のない飼料穀物の輸入を許した。この制度は北部ドイツの穀物の市場で價格下落の際行はれたが、ドイツと

		1929	1930
1)	麥	24RM/dz	13RM/dz
	小麥	17	8
	ライ麥	14	7
	大麥	15	8
	燕麥	16	9
	玉蜀黍		

2) 例へば 1929/30 の 8—11月に45%12—6月50%7月に30%內國小麥が製粉されねばならなかつた。

同様な收穫の行はれるポーランドとの間に有害な競爭が行はれ、一九三〇年初め協定により兩國の輸出商がシンヂケートを組織して割當てを行つた。併しこれもドイツ側から割當の完全な利用を破棄し、その夏に輸入證明の許可を停止した。かくして農産物の價格政策は關稅の境界内でパンや飼料のライ麥の市場を區別するためにパンや飼料に對し異つた價格の同意を利用しなければならなかつた。このことはそれぞれ價格維持のための購買 Stutzungskaufe と關稅の標準を定めることから與へられる强制經濟の援助の總體によつて出來るのであつた。併しこの價格維持のための購買も、その貯藏品を一般に販賣し得ないから困難となつた。そこでその一部をアニリンで染めることによつてパン製造から除外し、飼料として北部ドイツに東部ドイツの飼料ライ麥、馬鈴薯の購買人に對し安價に販賣したのであつた。

穀物の對策は關稅境界内で價格をばその恐慌前の狀態ではないが、一九二九―三〇年より高く保たしめることが出來た。然るに關稅境界外の地方では價格はすべて下落した[1]。この相對的に高い價格は收穫面積を擴大せしめた。

併し穀物市場政策の効果が繼續し得なかつたことは穀物の栽培と家畜經營との密接な結合から說明される。蛋白質や脂肪の多い生産物が熱帶の植民地や南極地方から流入し、その價格が安く、從つて生産が增大し、價格が安くなればなる程、溫帶の飼料栽培に對する危險が增大し、關稅や市場干涉によつてやつと保持せられたドイツ穀物價格の構成の危險が增大するのである。穀物は一部酪農業のみからでなく馬や豚の飼料からも排除された。生産者は增々、都市に於ける貧困化の結果加工生産物の價格が下落した場合、かゝる方法を取らねばならず、かくして飼料市場には常に外國の著しい競爭が存在したのであつた。油槽や脂油作物の輸入は增大し、その防止は困難であつた。

三、

	Berin			zollausland			Zoll
1) 〃 年	1930	1931	1932	1930	1931	1932	各々RM/dz
小麥	30	27	26	18	9	9	15
ライ麥	17	20	19	9	9	7	15
大燕麥	18	21	17	8	9	9	12
	15	18	16	8	8	8	12

鶏卵に於ては戰前二マルクの關稅が五ライヒスマルクに高められたが、その需要の1/3から1/4は外國から供給されてゐた。價格は一九二九年から三〇年にほゞ半分に下落した。かゝる際に鶏の所有者に對し穀價を高いまゝにしておくことは國外の事情からしても脅威であつたから、玉蜀黍や染色された小麥をば世界市場價格で提供し、更に一九三一年には鶏の飼料としての小麥の一定量は關稅から免除された。この飼料としての玉蜀黍や小麥の量は監視せらるべきもので、それは鶏卵販賣組合によつて行はれた。これは規格を統一するためにもかくべからざるものであつた。

政府は一九三〇年以來市場向け卵の選別を規定し、其後規格の統一を行ふ全權が與へられた。新鮮さや重量による選別は農會、生産者、取引人、消費者の代表から形成せしめられた監督委員會の同意をもつものが行ふことを許され、而もこの同意は、少くとも七五〇の牝鶏をもつ生産者（一九三四年には四〇〇）及び組合、かゝる種類の取引人並びに貯藏業者のみが、彼等が個々の卵に光を通し、重さによつて選別する設備をもつ場合に許された。冷藏され、貯藏された卵或は國外の卵はかゝるものとして記載される。併しこの方法も鶏の數を一九二五年から三〇年に急激に增大せしめたが、一九三一年に於けるその數の低下を防ぎ得なかつた。

豚やその肉の價格は殆んど常に當時の豚の數と都市の購買力とに依存する。これに對する關稅は輸入を遠ざけ得るが、國內の供給の壓迫を如何ともし得ない。

飼料の價格に對する豚の價格の關係は決定的である。低い飼料價格は生産を刺戟し、高まる頭數で豚の價格は低下し、飼料の需要の大なるに從つて飼料の價格は高まる。かくして恐慌が導かれ、其後の低下せる頭數と低い飼料價格は運動の新たなはじまりとなる。

一九三〇年に禁止關稅によつて世界市場から分離せしめられたドイツでは國內の飼料に依存する限り自動的に豚の頭數の强い制限と、高まる價格に導かれねばならないはずであつたが、馬鈴薯の豐作とライ麥輸出の阻害の

ために行はれ得なかつた。其後一九三一年から豚の頭數の僅少な低下があらはれ、三二年から三三年の穀物及び馬鈴薯の豐作の結果その頭數は三三年の終りに戰後の最高額に達した[1]。從つて恐慌によつて弱められた購買力に於て、豚の價格が低い水準に止まることは不思議でない。

戰前と比較して就中不遇な狀態にあるのは牛肉の價格である。すでに國外からの供給を縮少せしめてゐたドイツに於てはこの低下は主として都市人口の購買力の低下に求めらるべきである。豚に於ける如く過剩生産が存在せず一九二九年から三三年にこの需要は著しく減少したのであつた[2]。

ミルクの生産は一九二五年から二九年に增大したが、バター、チーズの輸入は二九年も二八年も同樣であつたこれは輸出國がドイツよりも早く國家の援助の下に供給を改良し規格を統一したからである。ドイツに於てはミルク生産の改善に對して同樣な効果を從來の方法では求め樣なかつた。一九三三年五月、ミルク生産者、加工業者を販賣の利益の調整のために結合せしめ、或はすでに存在する結合を加盟せしめる全權が政府に與へられた。この結合は彼等の構成員に對しミルクの價格を定める權利を有し、その際生産者、加工業者、取引業者、消費者の委員會が協同せねばならなかつた。かくして三一年以來構成員のみが飲料ミルクを與へ得ることゝなつた。

バター價格の下落は結局國外のバター市場から封鎖の道が取られることゝなつた。一九二六年から三〇年の終りにかけて外國の競爭は單に二七・五ライヒスマルク(ドツペルツエントネル)のみの關稅の保護を破り遂に割當額に對しても關稅は五〇ライヒスマルクに高められ、その割當を越えるものは更に高額の課稅をうけた、自律關稅は一〇〇ライヒスマルクまで昇つた。一九三二年の終りには新たな割當に對して五ライヒスマルクに高められた。高率關稅と割當とは二九―三〇年の輸入を半減せしめた。併しこの効果はデンマークに比し價格下落の程度を少くしたに過ぎない[3]。

かゝる國內の狀態にもかゝはらず關稅引上げが延ばされたと云ふことは人造バターとの競爭によつてその實施

1) 豚の頭數は 1931年に 23.8 Mill. 32年 22.9 Mill. 33年に 23.9 Mill. Stück になつた。
2) 1929年と1933年に於て牛肉の需要は 10.4 から 8.8 Mill. dz となつた。
3) 1929年より33年迄にベルリン及びコペンハーゲンのバター價格の下落は前者の約$\frac{1}{2}$に對し後者は約$\frac{2}{3}$であつた。

が阻害されたと云ふことから說明される。人造バターは脂油作物の妨害されない輸入と動物性脂肪の輸入とに基く。ベーコンや獸脂に對しては低い一四から六ライヒスマルクの關稅率が恐慌の深まるまで課せられ、三二年の七月にはじめて一〇から二〇ライヒスマルクの關稅がそれにかわつた。

一般に動物性生產物の價格が他のものに比し好都合に行はれなかつた。

四、

國外からの阻止せられざる脂肪の供給はドイツ農民の加工生產を脅かすのみならず、穀物の價格維持の効果をも危くするものである。從つて今や脂油作物から、飼料のみならず脂肪の輸入の制限をも强制し、穀物の市場と共に家畜生產物の市場をも維持しようと試みるのである。かくして一九三三年の初めにフーゲンベルグ及びローレにによつて行はれ、後ナチスのダレの下に廣範に作られた Fettplan が成立した。これは蛋白質や脂肪の生產を出來るだけ國內の基礎におきその輸入を消滅せしめようとするものである。新たな家畜經濟の政策はそれ故穀物輸入の再度の制限より前に屠畜、獸脂、硬脂、卵、人造バターに對する禁止的な關稅引上げを用意した。

一九三三年初めの Fettplan の要點は次の如く云はれ得る。

一、脂油作物及び油槽を專賣し、この價格構成及び供給量は食糧大臣によつて定められる。これ等は Reichsmaisstelle に、それが穀物や飼料其他の農產物に對する Reichsstelle としてドイツ穀物取引團體の任務を引き受けるまで、それに供給される。

二、新たに脂油や脂肪が專賣される。これ等は脂油及び脂肪に對する Reichsstelle に供給される。食糧及び農業大臣は引受け及び供給兩價格を定め而も引受け最高額を規定しうるが、その際專門家の助言を聞かねばならない。

三、人造バターの製造は一九三二年の最後の三ケ月に生産された量の六〇%に割當てられた。人造バター、人工食料脂肪、植物性脂肪、食料脂油はキログラム毎五〇ペニツヒの補償税を課せられ、その責任總生産額は資力なき人口に於ける脂肪を低廉にする證明書の引渡に對してむけられた。人造バター工場は一九三三年の末その生産の五〇%を租税のない家事に必要なものとして自由に販賣されたが、同様資力なきもののみに、而も官廳の證明に對してであつた。

四、人造バター製造の調整は尙國内の脂肪需要の廣範な直接的な促進を許したので、人造バター工場は豚の脂肪から得られる、中性の内國豚脂を原料として使用した。七月から一〇月まではこれから得られる人造バターは無税であつたが、一九三三年九月から混合強制が採用され、それと同時に人造バターの割當は幾分增大した。

このプランは、あらゆる農産物が原始生産から加工部門に至るまで一つの全體を形成するものであると云ふ思想と結び付いて、完全な自給に出來るだけ近づけ、パン用の穀物、飼料、肉、ミルク及び酪農生産物間の價格關係が、ドイツ土壤の生産力、その家畜の能力及び農業の技術に相應して構成せらるべきものである。この政策の中心は從つて大麥や玉蜀黍に對し國境を閉鎖し、脂油作物、米、飼料澱粉末、等に對する高度の獨占税である。併しドイツの加工業は尙多量の國外の飼料を用ひてゐるから、先づ次に完成品の價格引上げは國外の飼料の價格を騰貴せしめる、そこで國外のベーコン、獸脂を閉鎖し、人造バターの割當を行ひ、牛や豚や家禽の飼育による生産物の販賣の餘地が作らるべきものとなる。

人造バターの割當によるその價格は貧困者並びに購買力のある層との矛盾を作り出すのであるが、これは購買力ある層により以上の引渡をなす場合使用税を課すことによつて取り除かれうるものであり、他方人造バターの原料亞麻油や油菜の脂油に確定價格を與へ、脂油作物にその擴大の可能性を作り、豚脂の混合強制によつて豚市場でその價格の變動を防ぐのであつた。

かくしてFettplanは價格政策と、出來るだけ廣般な自給を目的とする長期の生産プログラムと結付くことによつてドイツ農業政策の中心の地位を得た。これによつてバターの價格を戰前の狀態に、一時はそれ以上に高め得たが穀類の價格が低下したので更にバターに好都合な狀態になつた。併しそれによつて酪農經營がそれだけ改善せられると云ふことにはならない。Fettplanによつて飼料の價格も高まり從つて酪農業に於ける生産費が又それだけ高まるからである。

バターと油漕との價格關係はそれ故バター價格の最も低かつた狀態と同樣であり、そこから自己の飼料の基礎と飼育の技術の完成が不可缺で、これを缺く經營はもはや酪農業を營み得ないことになるのである。從つて弱い飼料の基礎で資本の集約的な經營の生産から充分な土地をもつ經營への移り行きがこの自給にむけられた政策の必然の歸結なのである。

Fettplanの下に計畫された八年の期間をもつ最初のプランは、Laug-königberg 敎授によつてであつた。併し結局その下でGöringによつて指摘された所のものは、脂肪の管理もそれ自身何ら決定的な救濟手段ではなく、農業に於ける生産費の低下に對し準備し、又農産物への高められる需要の基礎を工業へ置くところの經濟政策に於ける順序を定めることが必要であると云ふことである。戰前の經濟的上昇が主として都市に於ける急速なる繁榮の發展に負つてゐる農民の經營はそこから來る向上が繼續してゐる場合にのみ健全となる。正にこゝで農民の對策と勞働對策とが密接に結ばれねばならないことが明瞭に示されると云ふのである。

五、

農業に於ける價格政策は一九二九年の恐慌以來、需要者と生産者、外國貿易と國內市場との調和に求められた。併しこの對策も初めは組織的ではなく一部づつ古い方法が新たな方法に置き換へられると云ふ狀態で、この恐慌

も間もなく回復するものとの見通しから一時的のものであつた。併し意外に長びき、絶えず深刻となる恐慌に於て、その過剰商品を輸出プレミアムで國外に販賣された。最も單純な又あらゆる生産に對して効果ある人工的な輸出手段は平價切下げであるが、外國の競爭と戰ふための第二の手段は一般に關稅の引上げであつて、一九三一年の三月の終りには全領域の農業關稅が制定されたのであつた。

併しドイツに於て資本吸收の時期からの、特にドイツ工業の取引先との貿易協定によつてこの關稅引上げは制限を受けねばならなかつた。これに對して使用强制と外國貿易の獨占とが企てられた。けれどもこれ等も國內の生産過剰がすでに存在し、或は使用者の購買力が一定商品の全需要を高い價格で求めるに至らない場合にはその効果が不充分である。從つて本質的な使用强制はそれに從屬する經營の根本的な統制を必要とする、それは加工領域まで擴大せられねばならない。

農業に於ける如く、この使用强制に從屬する經營が大となり、多種類となれば使用强制の適用がそれだけ困難になるから、こゝで割當 Kontingentierung と Verkoppelung とによる間接的な使用强制が行はれる。前者は輸入商品の割當により、後者は兩生産地の商品を種類の如何に關せずその販賣に際し混合せしめることによつて達せられるのである。

取引の獨占ももとより國內の生産上等閑視出來ない部門に生ずべきものであるが、生産が分散し使用が多方面に涉るとその引受け團體も困難となるから、一九二九年に一般的な穀物の專賣は專門家によつて拒絕せられた。それにも拘らず穀物關稅が禁止的に高められたときに一種の穀物貿易獨占が成立した。

關稅、使用强制、外國貿易獨占はドイツ市場を外國市場から分離し、それだけ從來の自由主義的な經濟が國民經濟におきかへられ、それぞれの取引が國家的に監視せられることゝなる。併し外國貿易の獨占も價格を通して生産者並びに使用者に干與しうるに止まり、工業に於ける如くカルテルが直接生産を制限し得ると云ふ樣になり

得ない。むしろ價格對策が農産物價格を引上げ又は一定に維持する場合に更に生産の增大を刺戟する原因をもつことになる。從つて生産の調整にまで進まねばならない。かくして獨占化と强制カルテル化とが糖業に於て、ホップ栽培に於てあらはれた。

一般的に、一九三三年までの市場政策は僅かの場合にだけ農業生産を直接調整したが、其他については國家が全體の農業の價格構成に對してのみ參加したと云はれ得るのである。

× ×

以上の市場政策はやがてナチスの下に更に强化せられねばならなかつた。從來の主として市場對策たることから更に農産物の生産及び加工に至るまでの高度の統制 Reichsnährstand の成立が企てられた。かゝる廣般な統制の効果はこゝではもとより問題の範圍外に屬する。